

真庭市高校サテライトキャンパス推進事業業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和8年(2026年) 4 月

真庭市学びの創造推進監付

目次

1. 業務概要	1
(1)目的	1
(2)業務名	1
(3)業務内容	1
(4)業務期間	2
2. 業務に要する費用（予定価格）	2
3. 参加資格	2
4. 参加表明手続	3
(1)参加表明書の提出	3
(2)参加資格の確認等	3
5. 質問の受付及び回答	4
(1) 提出期限	4
(2) 提出方法	4
(3) 回答日	4
(4) 回答方法	4
6. 企画提案書等の作成及び提出	4
(1) 提出書類・必要部数	4
(2) 作成要領	5
(3) 提出期限等	5
7. 審査方法	6
(1) 第1次審査（書類審査）	6
(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）	6
(3) 審査結果の通知	6
(4) プロポーザル選定結果等の公表	6
8. 審査基準及び配点	6
9. 日程	8
10. 失格事項	8
11. 契約	8
12. その他留意事項	9
13. 担当部署（提出・問合せ先）	9

真庭市高校サテライトキャンパス推進事業業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

本事業は、真庭市内の高校再編を見据え、県立真庭高校旧久世校地を活用し、市内高校生に対して産官学と連携した多様で質の高い学びの機会を提供することにより、市内高校の魅力向上および地域に根差した持続可能なサテライトキャンパスモデルの構築を図ることを目的とする。

また、本事業は将来的なサテライトキャンパスの本格的な運営を見据えた実証事業として実施するものであり、本業務を通じて教育プログラムの内容、運営体制および地域連携の在り方等について検証を行い、今後の事業展開につなげるものとする。

本業務では、市内高校生を対象とした教育プログラムの企画・運営・検証およびサテライトキャンパスの運営に向けた体制整備等を行うものとする。

(2) 業 務 名

真庭市高校サテライトキャンパス推進事業業務

(3) 業務内容

- ①プログラム企画・運営（短期・長期プログラム）
- ②総合効果検証および次年度改善提案
- ③運営管理業務
- ④体制整備

※詳細は仕様書のとおり。ただし、具体的な実施方法、実施するプログラムの内容、詳細スケジュールおよび体制構築等については、提案内容を踏まえ、契約締結後に市と受託者が協議の上、市が決定するものとする。なお、総合効果検証には、受託者が実施するプログラムに加え、市が別途他事業者へ委託して実施するプログラムを含むものとする。

(4) 業務期間

契約締結日～令和9年3月19日

2. 業務に要する費用（予定価格）

総額 10,000千円（税込み）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

業務内容および費用負担の詳細については、仕様書に定めるところによる。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

(1) 市に入札参加資格審査申請書【物品・役務】を提出し、入札参加資格者名簿に登録済みであること又は入札参加資格者名簿に未登録の場合には、当該種別の規定で定める入札参加申請書類のうち担当課が求める書類(別紙提出書類リストを参考)を提出し確認を受けたものであること。

(2) 真庭市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程による指名停止を受けていないこと。

※公募型プロポーザル方式…公示日現在から契約候補者特定の日まで

※指名型プロポーザル方式…提出要請日から契約候補者特定の日まで

(3) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第

77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4. 参加表明手続

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料(以下「参加表明書等」という。)を提出してください。なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者はこのプロポーザルに参加することができません。

① 提出書類

ア参加表明書

イ参加資格を証明する書類(公募型)

※イについては、入札参加資格者名簿に未登録の場合のみ必要

② 提出期限：令和8年4月22日(水)12時00分まで

③ 提出場所：真庭市役所学びの創造推進監付

④ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

(2) 参加資格の確認等(公募型)

① 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

3に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和8年4月24日(金)までに次に掲げる事

項を記載した結果確認通知書を通知します。併せて参加資格要件を有する者に企画提案書の提出を要請します。

ア 提出者に参加資格があると認めるとき参加資格がある旨及び所定の期限までに企画提案書の提出を依頼する旨。

イ 提案者に参加資格がないと認めるとき参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨。

② 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面(様式は任意)により市長に対し説明を求めることができます。

ア 提出期間：令和8年4月28日(火)まで

イ 提出場所：真庭市役所学びの創造推進監付

ウ 提出方法：持参又は郵送によること。

5. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和8年4月17日(金)12時00分まで

(2) 提出方法：別添の質問書(様式7)により、メールにて提出してください。

※メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

(3) 回答日：令和8年4月20日(月)

(4) 回答方法：市公式ホームページに掲載

6. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

① 業務実施体制 回答書及び企画提案書提出届(様式8) 原本1部

② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本7部

ア 会社概要(様式9) 原本1部、副本7部

イ 技術者の概要(様式10) 原本1部、副本7部

ウ 業務実績調書(様式11) 原本1部、副本7部

エ 担当技術者調書(様式12) 原本1部、副本7部

オ 再委託調書(様式13) ※再委託する場合のみ 原本1部、副本7部

カ 企画提案書(任意様式) 原本1部、副本7部

※短期、長期プログラム企画、運営、検証、運営体制整備、構築に関する提案を記載すること

キ 参考見積書(任意様式) 原本1部、副本7部

※上記イ～キをひとまとめにA4版縦長つづりを7部

※企画提案書はA4サイズで表紙・目次を除き、20枚まで(両面印刷で最大40ページ)とします

※見積書は税抜き価格及び税込み価格の両方を明記し、金額の内訳書を付けること

番号	項目	記載内容	枚数及びページ制限
1 2	企画 提案書	業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(鑑文)…【様式8】 【添付書類】 1.会社概要…【様式9】 2.技術者の概要…【様式10】 3.業務実績調書…【様式11】 4.担当技術者調書…【様式12】 5.再委託調書…※再委託する場合のみ【様式13】 6.企画提案書…【任意様式】 下記内容を含む提案書を作成 (1)事業実施方針 (2)スケジュール (3)業務体制 (4)提案 ※別紙「業務仕様書」の「3 業務内容」に記載の(1)～ (4)の項目について、実施内容・手法・体制などに関する提 案を記載すること (5)その他独自提案等	A4で20枚まで(両 面印刷で最大40ペ ージまで可) ※表紙・目次は除く
3	見積書	本業務の見積価格…【任意様式】	

(2) 作成要領

※別添で「企画提案書等作成要領」を作成する場合は、【別紙「企画提案書等
作成要領」参照】と記載してください。

(3) 提出期限等

- ① 提出期限：令和8年5月7日(木)12:00
- ② 提出場所：真庭市役所学びの創造推進監付
- ③ 提出方法：持参又は郵送によること。

※郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

7. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記8①～②で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合等は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとしてします。

実施日：令和8年5月8日(金)予定

(2) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記8③で示す審査基準に基づいて再評価するとともに、ヒアリング等の内容で加算点を追加し、最も優れている提案を特定します。

実施日：令和8年5月19日(火)予定

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を、電子メールで通知します。

② 第2次審査

審査結果を書面により通知します。

(4) プロポーザル選定結果等の公表

契約候補者を特定した場合は、速やかに市公式ホームページで情報を公表することとします。公表する内容は、全ての参加業者を明らかにし、契約候補者以外の得点が特定されないように配慮して得点を公表します。

8. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

※提案内容は評価の対象とし、実施にあたっては、提案された内容と市指定内容を踏まえ、市が最終的にプログラム内容を決定する。

① 事業者の評価（25点満点）

	大項目	中項目	選定基準等	配点
1	事業者の評価	類似業務実績	類似業務の実績や産官学との連携などの専門性を有し、本業務を安定的に実施できる事業者であるか。	10
2	経営の安定性	経営安定性	財務状況・事業継続政党から見て、本事業を安定して継続的に実施できる経営基盤を有しているか。	5
3	見積価格の評価	積算の妥当性	算定式：配点10点×（最低価格÷提案価格） ※小数点以下切り捨て。	10
評価点				25点満点

② 業務実施体制（15点満点）

	大項目	中項目	選定基準等	配点
1	実施体制の妥当性	組織体制	提案内容を実施するための人員配置や役割分担が具体的で、無理のない体制となっているか。	10
2	体制の評価	市や関係機関の連携体制	行政や関係機関との調整を円滑に行える体制か。	5
評価点				15点満点

③ 企画提案内容（60満点）

	大項目	中項目	選定基準等	配点
1	事業理解度	事業目的の理解	事業の目的、背景、地域の状況等を十分に理解した提案となっているか。	10
2	短期プログラムの妥当性	短期プログラム	短期プログラムについて、学力向上のみならず、内容の魅力、実現性、教育効果が期待できる内容となっているか。	15
3	長期プログラムの妥当性	長期プログラム	地域課題や社会課題をテーマとした長期プログラムについて、深く考えたり試したりしながら、新しい発想や価値を生み出せる内容となっているか。	15
4	プログラム提案内容	全体的なプログラム案	発想や内容に工夫や新しさがあり、生徒が主体的に参加したくなる魅力的なプログラムとなっているか。	10
5	プレゼンテーション	信頼性・取組姿勢	説得力があり、質疑応答への対応が適切で、業務に対する意欲、熱意が感じられるか。	10
評価点				60点満点

※評価点は、中項目ごとに各審査者が採点した点数の最高点と最低点を除いたものの平均点を算出した後、これらの平均点を合計することで算出するものとする。なお、同じ最高点、最低点を付けた審査者が複数いた時は、それぞれ1人分の点数を除いて算出を行う。

9. 日程

公示	令和8年4月10日
質問受付締切	令和8年4月17日12時まで
質問回答	令和8年4月20日
参加表明締切	令和8年4月22日12時まで
企画提案書等受付締切	令和8年5月7日12時まで
第1次審査	令和8年5月8日(予定)
第2次審査	令和8年5月19日(予定)
結果通知	令和8年5月20日(予定)
契約締結	令和8年5月下旬(予定)
業務開始	令和8年6月上旬(予定)

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2.業務に要する費用(予定価格)を超過したもの
- (7) 審査において総評価点が60点未満又は大項目に0点があるもの

11. 契約

契約候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続き

を行うものとしします。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとしします。

1 2. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとしします。
- (6) 評価点が同点の者が2者以上いる場合の順位は審査委員会が審議して決定します。
- (7) 真庭市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。
なお、本プロポーザルの契約候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。
- (8) 提案者が1者の場合、本プロポーザルは成立するものとするが、選定方法は審査委員会で決定します。

1 3. 担当部署（提出・問合せ先）

真庭市役所学びの創造推進監付 高校魅力化推進担当 小林

真庭市久世2927番地2 TEL 0867-42-1181 FAX 0867-42-1353

電子メール : seisakusuishin (アットマーク) city.maniwa.lg.jp